

# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

### 堂内墓使用契約について準委任契約に基づく中途解除を 認めた事例

自動搬送式納骨堂を運営する宗教法人との間で堂内墓使用契約を締結した消費者が、宗 教法人に対し、同契約を消費者契約法4条2項に基づき取り消したと主張し、これが認めら れないとしても予備的な主張として任意解除権に基づいて解除したと主張して、支払い済 みの代金全額の返還を求めるとともに不法行為に基づく損害賠償請求をした事案について、 裁判所は消費者契約法に基づく取消しは契約締結日から5年を経過していたことから取消期

間を経過しているとして認めなかったが、民法の準委任契約による 将来に向かっての解除を認めて、消費者の請求を一部認めた。 (東京地裁令和3年4月23日判決、LEX/DB掲載)

原告:X(消費者) 被告: Y (宗教法人) A:販売総代理店

### 、事案の概要

Xは、60歳代の男性で、年齢の近い妻がいる。 Yは、販売総代理店であるAを通じて本件納骨 堂を経営する宗教法人である。本件納骨堂には、 E(使用料85万円、年間護持会費1万3000円)、 F(使用料98万円、年間護持会費1万5000円) 。 及びG(使用料180万円、年間護持会費2万円) の3つのタイプがある。使用料には、永代供養、 戒名授与(2名まで)、遺骨収蔵原子(最大で遺 骨8体まで収蔵可)及び墓碑文は銘板の彫刻に係 る料金が含まれている。年間護持会費は、本件 納骨堂の維持管理に要する経費(管理料)とし て、50年分を一括して支払うか、または、毎年 支払うこととされている(本件規則4条2項)。 本件規則には、「既納の使用料及び管理料は、理 中の如何を問わず返還されない」との不返還条 項がある。特別個室参拝室タイプ(G)の利用者 は、参拝時に、本件納骨堂内の特別個室「△△ の間 |を利用することができ、遺骨の納められ た厨子が収蔵スペースから前述の個室に自動的 に搬送される仕組みとなっている。また、同夕 イプの利用者に限り、特別応接室も利用するこ とができる。なお、特別個室参拝室タイプ(G) の契約者数は、Xを含めて100名である。本件 契約は、使用料及び管理料を前納し、契約者が Yより堂内墓使用権証書及び参拝用IDカード の交付を受けてから50年の期間が満了したと き(本件規則3条4項)又は遺骨の承継者がいな くなった場合には、遺骨が合祀墓に改葬され、 Yが永代供養をすることとなっている。

Xは、2013年3月上旬、妻とともに本件納骨 堂を見学のために訪れた。Xは、同日、本件納 骨堂の販売総代理店Aの社員の説明を受けなが ら、本件納骨堂内を一通り見学した後、本件契 約(G)を締結した。Xは、年間護持会費につい て、50年分を一括して先払いすることを選択 し、特別価格である80万円を支払うこととなっ た。Xは、本件契約締結の際、手付金として1 万円を支払い、2日後に残りの259万円を送金 して支払った。

その後、Xは、Yに対し、2019年10月上旬

2023.1 国民生活 到達の書面により、本件契約を解除するとの意 思表示をするとともに、支払い済み全額260万 円の返還を請求した。さらに、Xは、Yに対し、 2019年12月上旬送達の本件訴状により、次の とおり意思表示をした。Yは本件契約を勧誘す る際、「いつでも逢える」「ゆったり語らえる」と いうことを謳い文句として、いつでもゆっくり と参拝できることを伝えた。これは、Yの提供 する役務の内容及び質を示すものであり、消費 者の契約締結の判断に影響を与える重要事項 (消費者契約法4条5項1号)について利益とな る旨を告げるものである。Yは、前述の消費者 にとって利益となる旨の告知をしながら、同一 の個室について100人もの顧客と契約をする予 定があり、他の契約者との調整のために使用上 の制約(他の利用者と訪問時間が重複した場合 には、長時間待たされたり、短時間で参拝する ことが強要されたりすることなど)が生じること を何ら説明していない。この点につき、Yに故 意又は重過失があることは明らかである。Xは、 不利益事実の存在について誤認していたもので あり、当該誤認がなければ、いつでもゆっくり 参拝可能な環境を求めていたXが本件契約の申 込みの意思表示をすることはなかったとして、 同法4条2項に基づき本件契約を取り消すとの 意思表示および任意解除権(民法656条、651条 1項)に基づき本件契約を解除するとの意思表 示をした。Yは、2020年2月下旬の本件口頭 弁論期日において、同法4条2項に基づく取消 しに対し、時効を援用するとの意思表示をした。

## ▶ 理由

判決は、消費者契約法による取消しの意思表示は、契約締結日から5年を経過しているとして認めなかったが、次のとおり契約の任意解除を認めた。

#### (1) 本件契約の法的性質について

墓地、埋葬等に関する法律2条6項によれば、 同法にいう「納骨堂」とは、「他人の委託を受けて 焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県 知事の許可を受けた施設」をいうところ、本件 納骨堂も同法所定の納骨堂に該当すると認めら れる。これに加えて、①Yとの間で堂内墓使用 契約を締結した者は、Yから堂内墓使用権証書 及び参拝用IDカードの交付を受けた日から50 年間又は遺骨の承継者がいなくなるまでの間の いずれかのうち短いほうの期間、家族や自らの 遺骨を納めた厨子を本件納骨堂内に収蔵される ことが確保されること、②その後合祀墓に改葬 されてからもYにより永代供養されること、③ 利用者は、Yとの間で堂内墓使用契約を締結す る際、使用料のほか、本件納骨堂の管理料(年 間護持会費)50年分を一括して又は毎年支払う 義務を負うことなどからすれば、本件契約は、 利用者がYに対して、本件納骨堂において、遺 骨(焼骨)の収蔵及び永代供養(一般に、故人の 供養のために毎年の忌日や彼岸などに寺院で永 久に行う読経をいう)という事実行為を委託す ることを中核とする有償の準委任契約に類似し た無名契約であると解するのが相当である。

これに対し、Yは、本件契約の性質は墓地使用権設定契約である旨主張する。利用者又はその承継人が本件納骨堂において参拝する場面をとらえれば、参拝のための施設である本件納骨堂を利用する権利の売買ないし設定に係る契約という側面があることは否定できないが、前述のとおり、本件契約の中核は、参拝する者がいなくなったとしても、Yが主体として行う遺骨の収蔵及び永代供養という事実行為の委託にあると解されるから、Yの主張は採用できない。

#### (2) 解除の可否について

前記(1)によれば、本件契約は、準委任契約類似の無名契約であるところ、民法656条、651条1項が類推適用されると解すべきであるか

ら、Xは、いつでも本件契約を解除することができる。以上によれば、XがYに対して2019年10月上旬到達の書面によりした解除の意思表示により、本件契約は解除された(将来に向けて終了した)ものと認められる。

### (3) 本件不返還条項の効力について

本件不返還条項は、理由の如何を問わず、支払い済みの使用料及び管理料を返還しないというものであり、契約解除の際にも適用されることが前提となっていると解されるから、契約解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めであると解するのが相当である。これに対し、Yは、本件契約の法的性質が墓地使用権設定契約であることを前提にして、使用料等の支払いにより、使用権の設定及びその対価の支払いに係る債務は履行されているから、本件不返還条項は契約解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めとは解されない旨主張する。

しかし、本件契約の法的性質についてYの主張するところが採用できないことは前述のとおりである。したがって、本件不返還条項は、法9条1号により、本件契約と同種の契約の解除に伴い事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分については無効となる。

## ▲ 解説

本件は、消費者が宗教法人との間の堂内墓使 用契約を締結し、使用料と50年間分の護持会費 の合計260万円を支払ったが、6年後に消費者 契約法4条により取り消すとともに、仮にこれ が認められないとしても準委任契約の解除をす る旨の意思表示をすることにより、全額の返金 を求めた事案である。Yは、本件契約の法的性質 は準委任契約ではなく、支払い済みの金銭につ いては不返還特約がある旨の主張をして争った。

本件判決のポイントは3点である。第一は、 本件契約の法的性質、第二は不返還特約が消費 者契約法の不当条項に該当するかどうか、第三 は消費者契約法9条1号の不当条項に該当する 場合の平均的損害の考え方である。

判決では、消費者契約法による取消しは、契約締結から5年を経過していたことから取消権は時効により消滅しているとして認めなかったが、第一と第二のポイントに関しては、本件契約は準委任契約類似の契約であるとして契約の解除を認め、不返還特約に関しては解除に伴う損害賠償の予約であるとして消費者契約法9条1号の適用を認めた。

第一と第二のポイントにおける要点は、本件契約が「納骨堂において、遺骨(焼骨)の収蔵及び永代供養(一般に、故人の供養のために毎年の忌日や彼岸などに寺院で永久に行う読経をいう)という事実行為を委託することを中核とするものである」と評価できる点にある。

第三のポイント、法9条1号の平均的損害については、次のように丁寧な事実認定のもとで請求金額260万円のうち228万円の支払いを命じた。以下判決のポイントを引用する。

「…本件契約が解除されたことにより、Xが Yに対して支払った使用料及び管理料のうち、 本件不返還条項の効力が及ばない部分、すなわ ち、平均的な損害を超える部分については、Y が不当に利得したものと認められる」「法9条1 号の『平均的な損害』とは、同一事業者が締結す る多数の同種契約事案について類型的に考察し た場合に算定される平均的な損害をいい、具体 的には、解除の事由、時期等により同一の区分 に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、 当該事業者に生じる損害の平均値をいうものと 解される。そして、本件契約は、遺骨の収蔵及 び永代供養を中核とするものであるが、戒名授 与や遺骨の収蔵のための厨子及び墓碑又は銘板 の彫刻といった役務の提供も含まれるものであ るから、本件におけるYに生ずる損害のうち、 本件契約を締結したことによって生じた費用や

役務の提供により生じた費用をもって『平均的 な損害』に該当すると解するのが相当である。 これに対し、Yは、本件契約が解除された場合 には、縁起が悪い堂内墓となってしまい、新た な購入者が出現する可能性が低いから、再販売 費用として多額の宣伝広告費等がかかり、これ がYの損害となる旨主張する。しかし、本件の ような納骨堂(堂内墓)の契約者が契約を解除す る理由としては、一般に、改宗や転居等が想定 されるところ、本件においては、Xは本件契約 に基づく遺骨の収蔵を委託していないこと、本 件納骨堂においては、参拝時に参拝スペースに 遺骨(厨子)が機械により搬送される仕組みであ り、収蔵スペースの位置などに重きが置かれて いるものではないことなども考慮すれば、本件 契約が解除されたからといって(中略)Yの前記 主張は採用できない」

以上を踏まえ、本件においてYに生じる「平均的な損害」について、使用料と管理料とを分けて検討する。

#### (1) 使用料について

①本件使用料には、永代供養、戒名授与、厨 子及び墓碑又は銘板の彫刻に係る費用が含まれ ているところ、Xに関しては、遺骨の収蔵や戒 名の授与がなされておらず、厨子に取り付ける 銘板が作成されたにとどまること、②通常、X が購入した銘板と同程度の彫刻を施した銘板の 作成費用は数万円(高くて5万円)程度であると 認められること、Yにおいて、Xのために厨子 1個を用意するのにかかる費用が57万3000円 (税別)であることが認められる。そうすると、 本件使用料と対価的関係にあるもののうち、永 代供養、戒名授与及び厨子に関しては、いまだ Yの負担すべき債務が履行されたとは認められ ない。一方で、本件契約の期間が最大で50年 とされているところ、Xが解除するまでに6年 余りが経過しており、その間は、Yにおいて、い つでもXからの委託に応じられるように、厨子

を置くスペースを確保していたと認められ、当然、その間は、ほかの者と契約することができない状態にあったことからすれば、その対価相当額については「平均的な損害」に含まれると解するべきである。以上の事情を総合考慮すれば、Xが支払った使用料のうち、その1割に相当する額(18万円)を平均的な損害と認めるのが相当であり、これを超える162万円(180万円-18万円)については、本件不返還条項は無効となるから、同額についてYが法律上の原因なく利得したものと認められる。

#### (2) 管理料について

管理料については、年払い(毎年2万円ずつ)も認められており、その年の本件納骨堂の維持管理のための費用に充てられるものと認められるから、解除時までの期間に応じた管理料については、「平均的な損害」に含まれると解すべきである。したがって、XがYに支払った管理料80万円のうち、本件契約を締結した2013年から解除した2019年までの年払いによる管理料合計14万円(2万円×7年)については平均的な損害に含まれ、これを超える66万円(80万円−14万円)については、本件不返還条項は無効となるから、同額について、Yが法律上の原因なく利得したものと認められる。

近年では、高齢社会を迎え、生前に同種の契約を締結するケースが増加しており紛争も増加してある。同種の事例についての参考となるので紹介する。

#### 参考判例

- ①京都地裁平成19年6月29日判決(裁判所ウェブサイト)
- ②東京地裁平成26年5月27日判決(LEX/DB、 永代供養料の返還を認容)
- ③東京地裁令和元年6月7日判決(LEX/DB、永 代供養料の返還を認容)
- ④大阪地裁令和2年12月10日判決(『判例時報』 2493号17ページ、永代供養料の返還を認容)